

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 フソウ
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長執行役員 角 尚宣
- (3) 所在地 香川県高松市郷東町 7 9 2 - 8

2 指名停止措置期間 令和 5 年 6 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで (1 ヶ月)

3 事案の概要

株式会社フソウの使用人らは、平成 3 0 年 8 月 6 日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7 回にわたる約 1 1 万円相当の接待を行った。なお、贈賄行為については公訴時効 (3 年) が成立している。

4 指名停止措置理由

株式会社フソウの使用人らが、平成 3 0 年 8 月 6 日に行われた埼玉県三郷市発注の入札において、贈賄行為を行ったことは山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 3 1 (不正又は不誠実な行為) により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内